

鳴沢村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳴沢村スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 村民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、スポーツ施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 この条例の対象となるスポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳴沢スポーツ広場	鳴沢村8531-45
ジラゴンノ運動場	鳴沢村8532-48
鳴沢村民体育館	鳴沢村8531-95
鳴沢村武道館	鳴沢村8531-100
鳴沢村屋内テニスコート場	鳴沢村8531-100
鳴沢村屋内ゲートボール場	鳴沢村1451-21

(管理)

第4条 スポーツ施設は、鳴沢村教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(開館時間)

第5条 スポーツ施設の開館時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時から午後10時まで
- (2) 鳴沢スポーツ広場は午前5時から午後10時まで
- (3) ジラゴンノ運動場は午前5時から午後5時まで

2 委員会は、特に必要があると認める場合は、村長の承認を得て前項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 スポーツ施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎年12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 鳴沢スポーツ広場及びジラゴンノ運動場は、毎年12月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、特別の理由があると認めるときは、村長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(スポーツ施設使用者)

第7条 スポーツ施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村内に居住する者
- (2) 村内宿泊施設の利用者で、スポーツ施設を利用するもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者

(使用の許可)

第8条 スポーツ施設を使用しようとする者は、規則に定めるところにより、委員会に申請書を提出し、使用の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の使用又は入場を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

(使用の停止、取消し等)

第10条 スポーツ施設の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例その他これに基づく規定又は命令に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転

貸したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委員会が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の場合において、使用者が損害を受けることがあっても、村は、その補償等の責を負わないものとする。

(使用料)

第11条 スポーツ施設の施設使用料及び設備使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を、使用日の3日前（該当日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに支払わなければならない。ただし、委員会がスポーツ施設の管理運営上支障がないと認める場合は、この限りでない。

3 村長は、公の機関が主催する行事等若しくはこれに参加するための練習等に使用する場合若しくは規則等で定めるものが使用する場合又はその他委員会が必要と認める場合は、その使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 納付した使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責に帰することのできない理由により、使用することができないとき。

(2) 公益上又は村の都合により使用の許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、委員会が相当の理由があると認めたとき。

(使用後の原状回復義務)

第13条 使用者は、使用が終わったとき、又は使用の許可の取消しにより使用を停止されたときは、直ちにその施設又は設備を原状に回復しなければならない。

2 委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを行う。この場合において、その費用は使用者の負担とする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、その使用により施設又は設備に損害を生じさせたときは、速やか

に委員会に届け出て、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、村長は、損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(鳴沢村民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鳴沢村民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(昭和53年鳴沢村条例第5号)

(2) 村民スポーツ広場等の夜間照明管理運営条例(平成元年鳴沢村条例第7号)

(3) 鳴沢村武道館の設置及び管理条例(平成4年鳴沢村条例第11号)

(4) 鳴沢村屋内テニスコート場の設置及び管理条例(平成7年鳴沢村条例第4号)

(5) 鳴沢村民体育館設置及び管理条例(平成15年鳴沢村条例第6号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 第11条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に基づき徴収すべき使用料について適用し、同日前の使用に基づき徴収すべき使用料については、なお従前の例による。